

平成21年度

国民健康保険からのお知らせ



国民健康保険は、病気やケガに備えて、加入者の皆さんが保険税を出し合って医療費などを補助する医療保険制度です。

国東市におきましても、加入者の皆さんが負担する国民健康保険税、国・県の負担金、市の負担金を財源として運営しています。

病気やケガを治療することは大変重要なことです。しかし、疾病の早期発見、早期治療に心がけていただき、重病化を招かないようにすることが医療費の抑制につながります。皆さんのちょっとした心がけで医療費を節約することができます。安定的な国保財政運営のために、ご協力をお願いします。

1 介護納付金課税分の課税限度額が変更になりました。

国保税には、国民健康保険加入者の医療費等の費用として課税される「医療給付費分」と、後期高齢者医療制度への支援金等の費用として課税される「後期高齢者支援分」と、40歳～64歳の加入者に対し、介護保険制度への納付金として課税する「介護納付金分」があります。

平成21年度介護報酬改定、介護給付費等の増により介護納付金分の課税限度額を政令基準の改正に合わせて改定しました。

課税の区分	医療給付費分	後期高齢者支援分	介護納付金分
平成20年度	47万円	12万円	9万円
平成21年度	47万円	12万円	10万円

2 平成21年度より国東市の国民健康保険税率が一本化されました。

平成20年度に国東市全体の国民健康保険税率の改定を行いました。国民健康保険基金の持ち込み率の調整のため国見町のみ平成20年度1年間の不均一課税（医療分）を行ってまいりました。平成21年度から市内全域で統一された保険税率となります。

平成20年度 国民健康保険税率

区分	医療給付費分				後期高齢者支援分	介護納付金分
	国見町	国東町	武蔵町	安岐町		
所得割	4.80%	6.60%			2.20%	1.57%
資産割	19.30%	23.80%			7.60%	8.50%
均等割	14,600円	19,800円			6,400円	7,400円
平等割	16,700円	22,700円			7,100円	5,300円

平成21年度 国民健康保険税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援分	介護納付金分
所得割	6.60%	2.20%	1.57%
資産割	23.80%	7.60%	8.50%
均等割	19,800円	6,400円	7,400円
平等割	22,700円	7,100円	5,300円

※後期高齢者支援金・介護納付金については、平成20年度から均一課税となっています。